

雇用情勢資料に係る用語と  
バランスシートの解説

秋田労働局職業安定部  
職業安定課

(令和4年9月作成)

用語	解説
季節調整値	<p>求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字（原数値）を見るだけではその変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要がある、これを「季節調整」という。</p> <p>(季節調整値 = 原数値 ÷ 季節指数 × 100)</p> <p>※ハローワーク毎の数値はすべて原数値</p>
原数値	加工や調整をしていない数値。
新規求人数	期間中に新たに受けつけた求人数（採用予定人員）。
月間有効求人数	前月から繰り越された有効求人（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。）と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職者数	期間中に新たに受けつけた求職申込み者数。
月間有効求職者数	前月から繰り越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。）と当月の「新規求職者数」の合計数。
新規求人倍率	<p>新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職者数」で除して得た数値。</p> <p>(新規求人数 ÷ 新規求職者数)</p>
有効求人倍率	<p>有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。</p> <p>(月間有効求人数 ÷ 月間有効求職者数)</p>
受理地	求人票を受けつけた都道府県（管轄ハローワーク）。
就業地	求人票に記載された就業場所の都道府県（管轄ハローワーク）。
全数	常用及び臨時・季節を併せたもの（新規学卒・日雇い除く）。
常用	雇用契約において、雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く）。

用語	解説
パートタイム	1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいい、このうち雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労する者を「常用的パートタイム」、1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者を「臨時的パートタイム」という。
日雇	1か月未満の雇用期間が定められているもの。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。
在職者	在職中の求職者。
離職者	在職期間終了から求職受理までが1年以内の求職者。
事業主都合離職者	①事業主都合による解雇②事業主からの勧奨等による退職③65歳未満の定年退職（継続雇用制度なし）④契約期間満了のいずれかに該当する求職者。 ※雇用保険手続きにおける事業主都合では④を除く
自己都合離職者	労働者からの申し出により労働契約を解除された求職者。
無業者	1年を超えて就労のない求職者。
就職件数	自ハローワークの求職者が、ハローワークの紹介により就職した件数をいう。
充足数	自ハローワークの有効求人が、ハローワーク（他ハローワークも含む）の紹介により求職者と結合した件数をいう。
新規就職率	自ハローワークの求職者が、ハローワークの紹介により就職した割合。 (就職件数÷新規求職者数×100)
新規充足率	自ハローワークの有効求人が、ハローワーク（他ハローワークも含む）の紹介により求職者と結合した件数をいう。 (充足数÷新規求人数×100)
雇用保険受給者	雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給を終了するまでの者をいい、この数には、高年齢・短期特例・日雇求職者給付の受給資格者は含まれない。

## バランスシートの解説

バランスシートの項目 (番号は通し番号)		バランスシートの内訳(※職業分類表の分類)		仕事内容
		大分類	中分類	
1. 管理		A. 管理的職業	01～04(会社役員等)	会社や個人が営む事業の経営・管理的な仕事
専門	2. 建設関係技術者	B. 専門的・技術的職業	09 建築・土木・測量技術者	建築・土木または測量に関する専門的・科学的な知識と手段を持ち業務に従事する仕事
	3. 看護師・保健師等	B. 専門的・技術的職業	13 保健師、助産師、看護師	保健師、助産師、または看護師の免許を有し、療養上の世話など専門的・技術的な仕事
	4. 社会福祉専門職	B. 専門的・技術的職業	16 社会福祉の専門的職業	社会福祉施設や保育所・児童養護施設等において援助・判定・保護・育成・保育などを行う専門的な仕事
	5. その他の専門職	B. 専門的・技術的職業	上記以外	
6. 事務		C. 事務的職業	25～31(一般事務等)	社内の事務・事務用機器の操作を行う仕事
7. 販売・営業		D. 販売の職業	32～34(商品販売・営業等)	商品の仕入れ・販売や、それにとまなう営業・サービスを行う仕事
サービス	8. 調理	E. サービスの職業	39 飲食物調理の職業	食堂・レストラン・給食施設などにおける調理・調酒の仕事
	9. 接客・給仕	E. サービスの職業	40 接客・給仕の職業	旅館・ホテル・飲食店・娯楽場等における接客・給仕などの仕事
	10. その他のサービス	E. サービスの職業	上記以外	
11. 保安・警備		F. 保安の職業	43～45(警備・保安等)	公共・民間施設等の警備・保安・監視などを行う仕事
12. 農林漁業		G. 農林漁業の職業	46～48(農林漁業の作業等)	農作物の栽培・収穫、動物の飼育、材木の育成・伐採、水産動植物採取にとまなう作業等を行う仕事
生産工程	13. 設備制御・監視	H. 生産工程の職業	49 生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造・加工・溶接・溶断)	自動化された生産設備を運転・操作して、鉱石・鉄鋼くずなどから金属材料を製造する仕事
		H. 生産工程の職業	50 生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造・加工・溶接・溶断を除く)	自動化された生産設備を運転・操作して、化学製品・食品品・たばこ・衣服・紙・ゴム製品・プラスチックなどを製造したり、印刷・製本の工程を監視・調整する仕事
		H. 生産工程の職業	51 生産設備制御・監視の職業 (機械組立)	自動化された生産設備を運転・操作して、電気機械器具や輸送用機械器具等の組立工程を監視・調整する仕事
	14. 製造・加工	H. 生産工程の職業	52 金属材料製造、金属加工、 金属溶接・溶断の職業	作業者が直接従事する、鉱石・鉄鋼くずなどから金属材料を製造する仕事
		H. 生産工程の職業	54 製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、加工、溶接・溶断を除く)	作業者が直接従事する、化学製品・食品品・たばこ・衣服・紙・ゴム製品・プラスチックなどを製造したり、印刷・製本の作業をする仕事
	15. 機械組立	H. 生産工程の職業	57 機械組立の職業	作業者が直接従事する、電気機械器具や輸送用機械器具等の組立・調整に従事する仕事
	16. 製品検査	H. 生産工程の職業	61 製品検査の職業 (金属材料製造・加工・溶接・溶断)	金属材料の製造において、目視や測定機器などを用いて製品の検査をする仕事
H. 生産工程の職業		62 製品検査の職業 (金属材料製造・加工・溶接・溶断を除く)	化学製品・食品品・たばこ・衣服・紙・ゴム製品・プラスチック製品等の製造において、目視や測定機器などを用いて製品の検査をする仕事	
17. その他の生産工程	H. 生産工程の職業	上記以外		
運転	18. 建設機械運転	I. 輸送・機械運転の職業	69 定置・建設機械運転の職業	発電・変電装置の保守・点検や建設機械の操作・運転などを行う仕事
	19. その他運転	I. 輸送・機械運転の職業	上記以外	
20. 電気工事者		J. 建設・採掘の職業	72 電気工事の職業	送電線等の架設・保守や電気通信設備の据付・保守、電気照明設備などの配線・保守の作業を行う仕事
21. 建設・土木	J. 建設・採掘の職業	70 建設躯体工事の職業		とびの作業、鉄筋の組立作業の仕事
	J. 建設・採掘の職業	71 建設の職業 (建設躯体工事の職業を除く)		大工・内装・配管・防水の作業等に従事する仕事
	J. 建設・採掘の職業	73 土木の職業		建設現場・土木工事現場における掘削、舗装などに従事する仕事(ただし、建設機械運転の作業「69. 定置・建設機械運転の職業」を除く)
22. 運搬・清掃・労務		K. 運搬・清掃・包装等の職業	75～78(運搬清掃作業等)	主に身体を使い資材や荷物の運搬、建物・公園等の清掃、品物の包装などを行う仕事
23. その他		上記のいずれにも含まれない職業		
うちIT関連職業		IT関連職業の数値は、専門的職業、事務的職業、生産工程・労務の職業中の同関連職業の合計		
うち福祉関連職業		福祉関連職業、介護関係の数値は、専門的職業、サービスの職業中の同関連職業の合計		
介護関係				

※厚生労働省職業分類表による